

主任介護支援専門員研修・更新研修の 見直しにおける意見交換会要望書

主任介護支援専門員研修・更新研修で求める受講要件.....	1
国の定める主任介護支援専門員研修並びに更新研修の受講要件.....	1
<主任介護支援専門員研修>.....	1
<主任介護支援専門員更新研修>.....	1
東京都の定める主任介護支援専門員研修並びに更新研修の受講要件.....	2
東京都における受講要件を抜粋.....	2
<主任介護支援専門員研修>.....	2
<主任介護支援専門員更新研修>.....	3
相談の主訴.....	3
主訴を取り巻く現状.....	4
所見.....	4
都内の現状.....	4
主任介護支援専門員研修推薦基準一比較表.....	4
主任介護支援専門員更新研修推薦基準一比較表.....	6
所見.....	7
江戸川区独自の推薦依頼届.....	8
他道府県の現状.....	10
【奈良県】.....	10
参考資料.....	10
特徴.....	10
推薦条件.....	10
【香川県】.....	10
参考資料.....	10
特徴.....	10
推薦条件.....	10

主任介護支援専門員研修・更新研修で求める受講要件

国の定める主任介護支援専門員研修並びに更新研修の受講要件

引用：内閣府ホームページより

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/teianbukai95shiryou04_2.pdf

<主任介護支援専門員研修>

受験要件

【介護支援専門員資質向上事業実施要綱(平成26年7月4日 老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知)】

介護支援専門員更新研修修了者であって、以下の①から④のいずれかに該当する者

1. 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(管理者との兼務期間も算定可能)
2. ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(管理者との兼務期間も算定可能)
3. 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
4. その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。

<主任介護支援専門員更新研修>

受講要件

【介護支援専門員資質向上事業実施要綱(平成26年7月4日 老発0704第2号 厚生労働省老健局長通知)】

主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新を受けようとする者であって、以下の①から⑤のいずれかに該当する者

1. 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
2. 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
3. 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
4. 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
5. 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※ その他、質の高い研修を実施する観点から、都道府県において上記要件以外の要件を設定することも可能。

原則1～5のどれかを満たしていれば受講要件をクリアする形になります。さらに質の高さを求めるため都道府県が独自の要件を定めていいとなっているので、地域によって受講できる要件が異なるのが現状です。

東京都の定める主任介護支援専門員研修並びに更新研修の受講要件

参考資料

○[東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱](https://qr.paps.jp/n6bdw)

<https://qr.paps.jp/n6bdw>

○[東京都介護支援専門員研究協議会](https://cmat.jp/index.html)

<https://cmat.jp/index.html>

[令和5年度東京都主任介護支援専門員研修の実施について](https://qr.paps.jp/KPgr7)

<https://qr.paps.jp/KPgr7>

[令和6年度第1期東京都主任介護支援専門員更新研修の実施について](https://qr.paps.jp/rGZwD)

<https://qr.paps.jp/rGZwD>

東京都における受講要件を抜粋

提出者は東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長

<主任介護支援専門員研修>

下記の要件を全て満たす者のうち、区市町村が推薦し、都が審査の上、受講者として適切であると認めた者

(ア)勤務要件

常勤専従の介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者として配置され、勤務していること

(イ)研修要件

各都道府県が実施する更新研修

(ウ)実務経験要件

従事した期間が通算して5年(60か月)以上あること

(エ)区市町村推薦要件

利用者の自立支援に資するケアマネジメント(ケアプランの確認やケアプラン点検・指導・監査の結果、面談などを踏まえて推薦することが考えられる)が実践できている者のうち、次のアからウのいずれかに該当し、本研修修了後、地域の中核となって活躍しうる高い能力及び意欲がある者

ア 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者。

イ 質の高いケアマネジメントを実施し地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者

ウ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員であって、管理者として配置されている者で、本研修修了後は区市町村が行う事業等に協力する意思がある者(同一事業所内に主任介護支援専門員がいる場合を除く)

<主任介護支援専門員更新研修>

3(2)略

以下のア からウまでの要件を全て満たす者のうち、都が受講者として適切であると認めたもの

(ア)勤務要件・区市町村推薦要件

都内に勤務(※1)しており、勤務先の所在地がある区市町村が推薦する者

(イ)主任介護支援専門員としての実践要件

に以下の(ア)から(ク)までのいずれか実践した経験がある者

(ア)東京都介護支援専門員研修の講師又はファシリテーターを行った実績がある者(国の定めた1の条件)

(イ)研修受講者を受入れ、実習指導者として受講者の指導をした実績がある者

(ウ)地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に従事している者又は従事した実績がある者

(エ)管理者の職に従事している者又は従事した経験がある者

(オ)地域ケア会議に参画した実績がある者(事例提供者として参加した場合は除く)

(カ)ケアプラン点検の協力者として、ケアプラン点検を行った実績がある者(事例提供者は除く)

(キ)介護支援専門員向け研修の講師又はファシリテーターを行った実績がある者

(ク)その他、主任介護支援専門員としての役割を実践している者であって、区市町村が認める要件に該当する者

(ウ)主任介護支援専門員としての資質向上要件

以下の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者

(ア)直近の主任研修等修了日の属する年度の翌年度から令和○年度までの期間に毎年度4回以上参加した者(国の定めた2の条件)

(イ)ケアマネジメントに関する研究の演習発表等の経験がある者(国の定めた3の条件)

(ウ)日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー(国の定めた4の条件)

(エ)主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、東京都が適当と認める者(国の定めた5の条件)

(オ)その他、主任介護支援専門員として資質向上を図っている者であって、区市町村が認める要件に該当する者

本来更新研修で国が求めているものは、(イ)の(ア)、(ウ)の(ア)から(エ)のどれか1つでもできていれば受講可能とするものである。

ただし東京はそこに2つの独自ルールを定めている。

1つは、(イ)の(ア)、(ウ)の(ア)から(エ)の両方を満たさなければいけないと分けたこと。もう1つが(ア)の条件を追加していることである。

また大きな課題として、その推薦条件を自治体に一任していることである。このことが原因で自治体によって異なる基準が作成される状況が生まれている。

相談の主訴

1. 東京都が独自で作っている受講要件基準の見直し(特に3(2)(ア))について
2. 区市町村の推薦要件の把握についてその現状と統一化への働きかけについて
3. 受講者数の拡充について

以上3点について意見交換会実施をお願いしたいと思います。

主訴を取り巻く現状

昨今、介護支援専門員（主任介護支援専門員含む）の高齢化・人手不足が指摘されている。そのような中、東京都は介護職員宿舎借り上げ支援事業、介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業など充実した施策に取り組んでいる。また介護支援専門員の法定研修の見直しを国に求める緊急提言を行うなど国への働きかけを行うなど介護業界維持のため積極的な働きかけを行っている。

しかしながらその反面、主任介護支援専門員に関しては全国でも一番厳しいと言われる独自要件を打ち出しており、その基準を満たさなかったことから主任更新が出来なく結果として人員基準である管理者には主任介護支援専門員を当てることが充たせず、事業所が廃業になるなどケースも増えてきている。

また推薦基準はクリアしているにも関わらず受講希望者が一杯という理由から推薦が認められず主任介護支援専門員の資格が消失したケースも聞いている。

都はその要綱の中で「(4)イ 質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者要求している区市町村の推薦」を推薦要綱の1つと上げている。この文言をうけ、区市町村が定める推薦基準の中にはまるで拡大解釈とも言えるような高い要求を定めた自治体も見られる。加えて都として行う研修にも関わらず、区市町村で推薦基準そのものが異なる状況も見られている。

所見

自治体から移動しないケアマネジャーにとってこれは当たり前基準であると考えており、ローカルルールであるという認識は薄いかもしれない。しかしながらSNSの広がり、他の区市町村、他道府県と連携を持つ中でこの特異さが近年クローズアップされだしてきた。

事業所の運営そのものを左右する管理者要件でもある主任介護支援専門員研修について東京都の見直しを期待するばかりである。

都内の現状

主任介護支援専門員研修推薦基準一比較表

参考資料

○江戸川区東京都主任介護支援専門員研修受講者推薦基準

<https://qr.paps.jp/gR3A>

○多摩市主任介護支援専門員研修受講者推薦基準

<https://qr.paps.jp/yjSCm>

条件	江戸川区	多摩市
必須要件	下記の必須要件の全てに該当したうえで、総合的な活動状況等が推薦に該当すると江戸川区(以下「区」という。)が認めた者を都に推薦	以下(1)必須要件及び(2)任意推奨要件のいずれも満たし、その他、3 選考(審査)、4 研修修了後の協力、5 情報の非開示、に従い、総合的な活動状況等が推薦に該当すると多摩市が認める者を都へ推薦する。ただし、都実施要綱3(4)アまたはウに該当する者については、下記(1)必須要件及び(2)任意推奨要件は適用しない。

	<p>ア 事業所の要件</p> <p>① 区等が実施する事業所に対する実地指導の結果に特段問題がなく、改善報告書を提出し指導に従っていること。</p> <p>② 区が実施する集団指導に参加していること。</p> <p>イ 受講を希望する介護支援専門員の要件</p> <p><u>① 地域包括支援センター又は関係機関と連携し、虐待など困難事例等のケアマネジメントを担当したことがある者。</u></p> <p>② 地域包括支援センターが主催する地域連携会議やサービス事業者情報交換会等に、積極的に参加している者。</p> <p>③ 区が NPO 法人江戸川区ケアマネジャー協会に委託している研修等のうち、ケアマネジメントの質の向上に資する研修に、積極的に出席している者。</p> <p>④ 当該研修終了後、最低1年間は、引き続き区内で働く予定がある者。</p> <p>⑤ 区内での実務経験が2年程度以上ある者。</p>	<p>(1) 必須要件</p> <p>ア 事業所の要件</p> <p>(ア) 事業所の実地検査の結果に特に問題がなく、指導等があった場合には終結していること。</p> <p>(イ) 集団指導に参加していること。</p> <p>イ 受講を希望する介護支援専門員の要件</p> <p>(ア) 多摩市内での実務経験が2年程度以上あること</p> <p>(イ) 都内の地域包括支援センター又は関係機関と連携し、ケアマネジメントを担当したことがあること。</p> <p>(ウ) 都内の区市町村又は地域包括支援センター等が主催する研修会、事例検討会、ネットワーク作りのための情報交換会、地域連携会議等に概ね7割程度以上出席する等、積極的に参加していること。</p> <p>(エ) 当該研修終了後、最低1年間は、引き続き多摩市内で働く予定があること。</p> <p>(2) 任意推奨要件 他自治体から登録移転(転入)をした者は、規定中の「多摩市」とあるのは「登録移転(転入)前自治体内」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 多摩市介護保険事業者連絡協議会(以下「協議会」という。)の役員理事として、2年以上、事業の企画、運営に携わった実績があること。もしくは、協議会の介護支援専門員部会の役員として、2年以上、事業の企画、運営に携わった実績があること。イ マネジメントの質の向上を目的とした研修又は主任介護支援専門員として資質向上を図る研修等のうち、次の(ア)又は(イ)の要件を満たす研修等について、別表に掲げる回数の受講をしていること。(ア) 多摩市又は協議会が主催(委託事業又は共催を含む。以下同じ。)していること(イ) 多摩市内で活動する職能団体(医師、看護師、理学療法士等)が主催し、かつ、研修受講者を確認できる主催者が発行する開催通知等の提出が可能であることウ 勤務する事業所において、一定以上の実務経験年数があり、かつ指導的な立場(役職)にあること。</p>
審査項目	<p>ア 事業所及び当該介護支援専門員が受託(担当)している、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画の件数</p> <p>イ 当該介護支援専門員と地域包括支援センターとの連携状況</p> <p>ウ 当該介護支援専門員が担当している支援困難事例及び虐待事例の件数</p> <p>エ 実際に担当しているケアプランの内容を点検した結果</p> <p>オ 記述式問題に対する解答の結果カ 事業所及び当該介護支援専門員が、実地指導において特段問題がなく、指導が終結しているか</p> <p>キ 特定事業所集中減算の適用状況</p> <p>ク 事業所及び当該介護支援専門員についての苦情等の内容</p>	<p>審査は、小論文、提出書類、過去の研修会等への参加実績を確認し、推薦を受けようとする者の考え方や資質等を十分に確認した上で、都へ推薦する。</p> <p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都の指定する提出書類一式 ・多摩市が指定する小論文 ・同意書
同意	(1) 区及び地域包括支援センターが行う事業	(1) 多摩市が行う事業(研修会講師等)に派遣依頼

<p>条件</p>	<p>に派遣依頼があった場合は、積極的に協力すること。 (2) 区及び地域包括支援センターからの支援困難事例及び虐待事例の受け入れに、積極的に取り組むこと。 (3) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導及び助言等の役割を積極的に担うこと。 (4) 勤務先の変更及び退職時には、区の介護保険課まで、その旨を連絡すること。</p>	<p>があった場合は協力をする事。 (2) 多摩市及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受け入れに積極的に取り組むこと。 (3) 多摩市地域ケア会議に積極的に参加し、事例の提供等を通じ課題の把握、解決に協力すること。 (4) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言などの役割を担うこと。</p>
-----------	--	--

主任介護支援専門員更新研修推薦基準一比較表

参考資料

○江戸川区東京都主任介護支援専門員更新研修受講者推薦基準

<https://qr.paps.jp/WxtWB>

○多摩市主任介護支援専門員更新研修受講者推薦基準

<https://qr.paps.jp/RZGNs>

条件	江戸川区	多摩市
<p>必須要件</p>	<p>次に掲げる(1)～(3)の要件を全て満たす者とする。 (1) 主として認定調査員業務に従事している主任介護支援専門員であって、識見等に優れ、ケアプラン作成においても十分な能力が認められる者。 (2) ケアプラン点検を実施したうえで、主任介護支援専門員としての力量を維持していることが確認できる者。 (3) 当該研修修了後、<u>最低1年間</u>は、引き続き区内で働く予定がある者。</p>	<p>ア 事業所の要件 (ア) 事業所の現地検査の結果に特に問題がなく、指導等があった場合には終結していること。 (イ) 集団指導に参加していること。 イ 受講を希望する主任介護支援専門員の要件 (ア) 都内の地域包括支援センター又は関係機関と連携し、ケアマネジメントを担当したことがあること。 (イ) 都内の区市町村又は地域包括支援センター等が主催する研修会、事例検討会、ネットワーク作りのための情報交換会、地域連携会議等に概ね7割程度以上出席する等、積極的に参加していること。 (ウ) 当該研修終了後、<u>最低1年間</u>は、引き続き多摩市内で働く予定があること。</p>
<p>審査項目</p>	<p>(3) 審査基準次に掲げる事項について、各々の状況を審査するものとする。ア 事業所及び当該介護支援専門員が受託(担当)している、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画の件数 イ 当該主任介護支援専門員と地域包括支援センターとの連携状況 ウ 当該主任介護支援専門員が担当している支援困難事例及び虐待事例の件数 エ 実際に担当しているケアプランの内容を点検した結果 オ 主任介護支援専門員としての能力が備わっているか、模擬ケアプラン作成等の確認内容 カ 事業所及び当該主任介護支援専門員が、実地指導において特段問題がなく、指導が終</p>	<p>審査は、提出書類、過去の研修会等への参加実績を確認し、推薦を受けようとする者の考え方や資質等を十分に確認した上で、都へ推薦する。 提出書類 ・東京都の指定する提出書類一式 ・同意書</p>

	結しているか キ 事業所及び当該主任介護支援専門員につ いての苦情等の内容	
--	---	--

所見

条件などは双方とも都が定めている要綱に基づいているが、審査のために必要な資料などに差があると思われる。初めてこの研修を受講する時、推薦をする自治体にある施設で2年以上勤務していなければならないとある。他県に限らず都内において区市町村をまたいだ転職や人事異動すら認められていない状況である。このことが法人内の人事異動や、主任介護支援専門員を持ったケアマネジャーの働く場所を決定する権利を著しく奪っていることになっている。

また江戸川区においては、更新研修にはこの2年間程度の勤務は推薦基準に掲載されていないにも関わらず、更新の推薦を希望した際に2年間の勤務がないため推薦却下となった事例が見られる。また困難事例などを包括支援センターが相談した際、会社の人員の都合等で受けられない場合、暗に更新研修の基準がという形で取引のように使われたケースも聞いている。

このように基準を曲解して、パワハラまがいのケースにも発展しているが、保険者に対して事業所は強く出ることができず泣き寝入りしているケースが現場ではあることをぜひ知ってほしい。

江戸川区独自の推薦依頼届

推薦依頼願（受講希望本人用）及び自己申告シート

東京都主任介護支援専門員更新研修（以下、「研修」という。）の受講生として、区市町村推薦要件「当該勤務先の所在地がある区市町村が本研修の終了後も引き続き、地域の中核となって活躍しうる高い能力及び意欲がある主任介護支援専門員として推薦する者又は東京都全体の介護支援専門員の支援策等の検討を行う者」として推薦いただきたく、依頼します。

1 自己申告（令和 年 月 日）

氏名	(管理者・管理者以外)
勤務先事業所名	
連絡先電話番号	
ケアマネとしての経験年数	年 月 (常勤専従期間 管理者兼務は可)
江戸川区 勤務期間	年 月 ~
事業所の介護支援専門員数	常勤換算 人 (令和6年5月1日現在)

2 居宅サービス計画の提出（ケアプラン点検用）

担当して6か月以上関わっている、医療サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーション等）を含む2種類以上の居宅サービスの利用が位置づけられている、過去6か月以内に作成した居宅サービス計画 1事例。（地域包括支援センター職員の場合は(2)～(4)ではなく、A、B、C、D、E、F表を提出、位置付けられたサービスの制約はしない。）

書類等の名称	チェック
(1) 課題分析シート（アセスメントシート） 【(2)の作成にあたってのアセスメントに係る記録】	<input type="checkbox"/>
(2) 居宅サービス計画 第1表	<input type="checkbox"/>
第2表	<input type="checkbox"/>
第3表	<input type="checkbox"/>
(3) サービス担当者会議の要点（第4表）、照会記録	<input type="checkbox"/>
(4) モニタリングの記録【(2)に係るモニタリング記録】	<input type="checkbox"/>
(5) 居宅支援経過（第5表）【(2)に係る記録】	<input type="checkbox"/>

※ケアマネジメント上、矛盾した日付でないことを確認してください。

※曜日、ケアプラン点検等を面談にて行いますので、別途日程調整をさせていただきます。

3 介護予防ケアマネジメント（令和6年5月1日現在）合計 件（うち担当 件）

地域包括支援センター ()	事業所の受託件数 (うち受講申込者が担当している件数)	件 件
地域包括支援センター ()	事業所の受託件数 (うち受講申込者が担当している件数)	件 件
地域包括支援センター ()	事業所の受託件数 (うち受講申込者が担当している件数)	件 件
地域包括支援センター ()	事業所の受託件数 (うち受講申込者が担当している件数)	件 件

※地域包括支援センター職員の場合は予防支援事業所として持っている総件数、申込者が担当している件数を記入すること。

4 介護予防サービス計画（令和6年5月1日現在） 合計 件（うち担当 件）

地域包括支援センター ()	事業所の受託件数 (うち受講申込者が担当している件数)	件 件
地域包括支援センター ()	事業所の受託件数 (うち受講申込者が担当している件数)	件 件
地域包括支援センター ()	事業所の受託件数 (うち受講申込者が担当している件数)	件 件
地域包括支援センター ()	事業所の受託件数 (うち受講申込者が担当している件数)	件 件
地域包括支援センター ()	事業所の受託件数 (うち受講申込者が担当している件数)	件 件

※地域包括支援センター職員の場合は予防支援事業所として持っている総件数、申込者が担当している件数を記入すること。

5 支援困難事例（令和6年5月1日現在） 合計 件

地域包括支援センター()	申込者担当件数	件
地域包括支援センター()	申込者担当件数	件
地域包括支援センター()	申込者担当件数	件

過去に担当した事例

地域包括支援センター()	申込者担当件数	件
地域包括支援センター()	申込者担当件数	件
地域包括支援センター()	申込者担当件数	件

※受講申込者が地域包括支援センター職員の場合は受講申込者の担当件数を記入

6 虐待事例（令和6年5月1日現在） 合計 件

地域包括支援センター()	申込者担当件数	件
地域包括支援センター()	申込者担当件数	件
地域包括支援センター()	申込者担当件数	件

過去に担当した事例

地域包括支援センター()	申込者担当件数	件
地域包括支援センター()	申込者担当件数	件
地域包括支援センター()	申込者担当件数	件

※受講申込者が地域包括支援センター職員の場合は受講申込者の担当件数を記入

他道府県の現状

【奈良県】

参考資料

○令和5年度 奈良県主任介護支援専門員研修 実施要項
<https://qr.paps.jp/yZpE>

○令和6年度 奈良県主任介護支援専門員更新研修 実施要項
<https://qr.paps.jp/UwQGm>

特徴

更新研修受講における法定外研修の基準は、地域包括支援センターや当協会などの職能団体が開催する法定外の研修等に通年4回以上参加した者(年単位ではなく、12ヶ月の間で4回あればいいと示されている)

推薦条件

特に規定された文書が見つからない

【香川県】

参考資料

○令和5年度主任介護支援専門員研修開催要項
<https://qr.paps.jp/ribeS>

○令和6年度の主任介護支援専門員更新研修の受講要件について
<https://qr.paps.jp/npCj1>

特徴

更新研修受講における法定外研修の基準は、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等(表1)を年間4回以上受講した年が1年以上ある者(令和6年度より2年以上から1年以上に緩和)

推薦条件

次の推薦基準のいずれかに該当する者のうち、県または市町が推薦する者とする。

①市町が実施する介護支援専門員を対象とした研修会の講師等資質向上に関わっている者。

- I. 研修の講師及びファシリテーター等の役割を務めている者。
- II. 市町で事例検討会等でのケアプランの指導をしている者。
- III. 市町が実施するケアプランチェックについて支援等している者(市町の依頼)。ただし、ケアプランを行っている部署で勤務する者を除く。

②主任介護支援専門員としての活動を積極的にしていると認められる者。

- I. 同行支援事業等で新任期の介護支援専門員に対するアドバイザーとして活動している者
- II. 地域別主任介護支援専門員連絡勉強会等の主任介護支援専門員を対象とする研修会の企画運営を実施している者(参加のみは除く)。

※あくまでこの基準は、推薦を必須としていないため、基本の要件を満たしていない場合、上記の基準を満たして推薦があれば受講要件とみなすという位置づけである。すなわち「年間4回以上受講した年が1年以上ある者」は市県の推薦無しに受講可能となる。

<2024.08.08 追加>

【愛知県】

http://aichi-silver.com/traningno2/2024/shunin_annai2.pdf

実習受け入れが受講要件の1つになっているため、それでクリアできるケアマネが多い